

公 募 要 領

半導体基盤プラットフォーム

文部科学省

令和 7 年 3 月

目 次

1. 半導体基盤プラットフォームの概要と本公募の目的	4
2. 公募の具体的な内容	6
2.1. 公募対象	6
2.2. 委託費の範囲	6
2.3. 実施期間及び委託契約期間	6
2.4. 実施予定額及び採択予定件数	7
3. 実施体制と運営	7
3.1. 事業実施体制	7
3.2. 事業体制と運営	7
4. 事業実施の細目	8
5. 事業の評価	9
6. 応募の要件	9
6.1. 応募機関の要件	9
7. 応募方法について	11
7.1. スケジュール	11
7.2. 提出書類の作成・提出方法	11
7.3. 提出締切	12
7.4. 注意事項	12
7.5. 課題等の情報の取扱い	12
8. 応募の審査	12
8.1. 審査方法	12
8.2. 評価基準及び評価項目	13
8.3. 審査に関する留意事項	13
8.4. 審査結果の通知	13
9. 委託契約の締結等	13
9.1. 契約の締結	13
9.2. 再委託契約について	13
9.3. 契約の準備について	13
9.4. 契約に関する事務処理	13
9.5. 委託費の額の確定等について	13
9.6. 委託契約の変更について	14
10. 研究成果の取扱い	14
10.1. 研究成果の帰属	14
10.2. 成果の利用	14
11. 取得資産の取扱い	14

11. 1. 所有権	14
11. 2. 事業終了後の設備備品等の取扱い	15
11. 3. 放射性廃棄物等の処分	15
12. 委託費の適正な執行について	15
12. 1. 不合理な重複に対する措置	15
12. 2. 過度の集中に対する措置	15
12. 3. 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供	16
12. 4. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	16
12. 5. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	17
12. 6. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	18
12. 7. 他府省を含む他の競争的研究費等の応募受入状況	19
12. 8. 不正使用及び不正受給への対応	19
12. 9. 他の競争的研究費制度で申請及び参加の制限が行われた実施者に対する措置 ...	21
12. 10. 関係法令等に違反した場合の措置	21
12. 11. 社会との対話・協働の推進について	21
12. 12. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備について	21
12. 13. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	22
12. 14. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	22
12. 15. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	23
12. 16. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について	23
12. 17. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	25
13. 問い合わせ先	26

本公募の経緯

半導体分野は、AI 技術を含む先進技術の高度化や GX、DX、経済安全保障等の観点で重要な分野であり、日本を含む各国では、半導体分野への大規模な投資を行っている。諸外国においては、産業界への支援と併せてアカデミアへの支援も強化しているところであり、日本においても、2030 年代以降を見据えて、アカデミアにおける半導体分野の研究開発や研究基盤整備、人材育成への支援を強化する必要がある。文部科学省では、「次世代半導体のアカデミアにおける研究開発等に関する検討会」を開催し、アカデミアにおける半導体分野の強化に向けて取り組むべき施策等に関する報告書を取りまとめた（令和 6 年 7 月）。

「次世代半導体のアカデミアにおける研究開発等に関する検討会」において議論されたとおり、半導体産業が抱える研究開発課題の解決や革新的なアイデア・シーズの持続的な創出、将来を担う半導体人材の育成には、様々なアプローチからの基礎・基盤研究を可能とする研究環境の構築が重要である。しかし、半導体の製造工程は非常に複雑化しており、最終的なデバイスとしての動作実証を行うまでには、多種多様な研究設備が必要であるが、これらを大学等の研究機関における個々の研究室で整備するのは困難である。

そこで、文部科学省においては、全国の主要研究機関に分散・ネットワーク型の先端共用設備を有するマテリアル先端リサーチインフラを活用して、点在する半導体分野の研究基盤を連携・強化させ、幅広い半導体研究開発のユーザーからのアクセスを可能とするためのネットワーク（半導体基盤プラットフォーム）を構築する。これにより、我が国の半導体分野の研究開発・人材育成の底上げと裾野拡大を目指す。

なお、本事業は、令和 3 年度より実施しているマテリアル先端リサーチインフラの事業の一部として実施するものであり、マテリアル先端リサーチインフラにおける事業目標等の達成にも貢献するものとして位置付ける。

1. 半導体基盤プラットフォームの概要と本公募の目的

半導体基盤プラットフォームは、半導体研究開発の複雑な工程を担う機器群の横断的なマネジメントや設計・試作・評価環境の充実により、半導体分野の研究開発・人材育成の底上げと裾野拡大を目指すものである。マテリアル先端リサーチインフラにおいて新たに半導体分野の研究開発支援を強化するプラットフォームを形成し、分散・ネットワーク型の特性を活かしながら、参画機関が相互に連携して半導体分野の横断的なマネジメント・サポート体制を構築する。従来からマテリアル先端リサーチインフラが強みを有する材料・プロセス研究開発の支援に加えて、半導体集積回路の設計・試作・評価の支援を行うことを可能とする体制を整備・強化する。

本公募では、半導体基盤プラットフォームを構成する技術的要素のうち、半導体集積

回路の設計・試作・評価の支援を一貫して担うことが出来る機関を追加することを目的に、新規募集を行う。

<マテリアル先端リサーチインフラ>

マテリアル革新力強化戦略（令和3年4月、統合イノベーション戦略推進会議決定）において、全国の先端共用設備や物質・材料研究機構等におけるデータ利用人材、データ構造化を実施する人材の育成を行う「マテリアル DX プラットフォーム」を我が国全体として実現することが掲げられている。その一翼を担うマテリアル先端リサーチインフラでは、全国各地に整備し蓄積してきた優良な研究基盤や、新たに導入する最先端・ハイスループットの設備を活用し、産学官の多様な利用者による先端設備の共同利用を可能とする環境や、利用者に対する課題解決への最短アプローチの提供を図りつつ、高品質なデータの創出が可能な共用基盤の整備を実施している。

マテリアル先端リサーチインフラにおいては、事業全体の運営事務局等を担うセンターハブが事務局となって運営する運営機構のリーダーシップのもと、各機関は、マテリアル研究開発の設備・技術等の共用を図るとともに、当該分野に関する高品質なデータを収集、蓄積する。また、各機関は、データを収集、蓄積するためのデータ管理システムを構築し、各機関が創出するデータを集約するとともに、高品質で膨大なデータ群を利活用可能なデータセットに変換（以下、データ構造化という。）する。さらに、利用者に対するデータ利活用環境の構築、提供を図り、さらなるデータ活用型研究に供する。また、蓄積したデータのうち一部は、国立研究開発法人物質・材料研究機構が構築するデータベース（以下、データ中核拠点という。）へ登録することにより、マテリアルDXプラットフォーム構想下で、最先端のデータ基盤及びデータ利活用環境を構築する。マテリアル先端リサーチインフラ全体の目標は以下のとおり。

- ・研究設備の共用を図ることで高品質なマテリアルデータを創出、収集、蓄積、構造化し、データ中核拠点におけるデータベースと本事業のデータ基盤を接続させ、データを登録する。
- ・産学官の利用者に対して、本事業で創出されたデータを効率的に利活用できる仕組みを構築・提供し、重要技術領域を中心とするデータ駆動型マテリアル研究開発の推進に貢献する。
- ・産学官の利用者に対して、利用機会が平等に開かれ、高い利用満足度を得る研究支援機能を有する研究インフラ*の共用システムを構築・提供する。
- ・最先端研究設備及び研究支援能力を技術領域ごとに最適な組合せで提供する全国体制を構築して、産学官の研究開発課題、技術課題の解決に貢献する。
- ・利用者や専門スタッフの相互交流や研修、海外の関連研究インフラ・プラットフォームとの交流等を継続的に実施することを通じて、利用者の研究能力や専門スタッフの技術能力を蓄積・向上させる。

※研究インフラ：研究設備インフラと研究データインフラの両方の意味を含む語として用いる。

マテリアル先端リサーチインフラ事業の実施体制や運営については、「マテリアル先端リサーチインフラ公募要領（令和2年12月）」を参照されたい。

（参考）https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_nanozai-000011443_1r2.pdf

2. 公募の具体的な内容

2.1. 公募対象

本公募では、半導体集積回路の設計・試作・評価の支援を一貫して担うことにより、半導体分野の研究開発・人材育成を支援することが出来る機関を募集する。比較的大規模なクリーンルームや設備群を有し、産学官に共用するための仕組みや専門スタッフ、ノウハウ等を既に一定程度有していること。また、本事業は、我が国の半導体分野の研究開発・人材育成の底上げと裾野拡大を目指すという事業趣旨を踏まえ、令和7年度より新たに開始予定の「半導体人材育成拠点形成事業」等の関連施策とも連携して実施・運営を行う予定である。そのため、研究開発のみならず人材育成の観点からも優れた実績や計画を有すること。

2.2. 委託費の範囲

経費の使途

（直接経費）

①人件費

- ・データ収集、蓄積、構造化、利活用環境の構築等を担う専門スタッフ（以下、データ活用人材という。）の雇用・配置に係る経費
- ・設備共用に際し技術的なサービスの提供等を行う専門スタッフ（以下、専門技術人材という。）の雇用・配置に係る経費 等

②業務実施費

- ・事業運営に係る経費（消耗品費、光熱水費、旅費等）

（間接経費）

○一般管理費

- ・直接経費（設備備品費、試作品費、人件費及び業務実施費）以外の経費
- ※一般管理費率は、委託先の規程、規程がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方。ただし、一般競争入札の場合は除く。
- ※一般管理費の率は、1契約期間中においては変動しない。

2.3. 実施期間及び委託契約期間

本事業の実施期間については、令和7年7月1日から令和13年3月31日までを予定している。

また、委託契約は、単年度契約であり関係の会計手続きも単年度となるため、例えば令和7年度予算に係る委託契約期間は、令和7年度の契約日（令和7年7月1日を予定）から令和8年3月31日までとする。

2.4. 実施予定額及び採択予定件数

本公募における新規採択機関数は1機関程度（採択件数は審査委員会が決定する。）を予定している。新規採択機関の配分額については、1機関あたり6,000万円（一般管理費を含む。）を上限とするが、詳細は契約締結時に調整を行うこととする。なお、本公募は、令和7年度予算案の成立前の準備行為として実施していることから、国会における予算審議の状況等によって、事業内容や事業予算を変更等する場合がある。

また、申請時の事業計画は、審査結果（機関数、採択の条件、留意事項等）等により、採択にあたって変更を伴うことがある。

令和7年度以降の毎年度の委託額は、各年度における本事業の予算状況、事業実施計画の進捗、プログラム運営委員会の検討及びプログラムディレクター（PD）が策定する資金配分方針をもとに、年度ごとに文部科学省が委託契約を締結する過程において決定される。

3. 実施体制と運営

マテリアル先端リサーチインフラの一機関として、マテリアル先端リサーチインフラの実施体制及び運営方針に従う（「マテリアル先端リサーチインフラ公募要領（令和2年12月）」に記載の「3. 実施体制と運営」を参照。）。上記のもとに、半導体研究基盤を連携・強化するための半導体基盤プラットフォームを新設するため、当該プラットフォームへ参画し、我が国の半導体研究開発・人材育成に貢献するための体制整備や支援の検討等を行うこととする。

（参考：「マテリアル先端リサーチインフラ公募要領（令和2年12月）」）

https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_nanozai-000011443_1r2.pdf

3.1. 事業実施体制

本事業は、マテリアル先端リサーチインフラの事業の一部として実施するものであることから、当該事業の実施体制及び運営方針に従って業務を実施する。

3.2. 事業体制と運営

機関は、支援業務の実施に責任を有する代表者を配置し、運営機構が策定する事業全体の実施方針に基づいて、マテリアル先端リサーチインフラ内の他機関との連携を図りながら以下の業務を行う。なお、既存のマテリアル先端リサーチインフラの各重要技術領域のうち、「高度なデバイス機能の発現を可能とするマテリアル」領域または「革新

的なエネルギー変換を可能とするマテリアル」領域のスポーク機関としての参画を前提とする。

データに関する事項

- (1) 半導体集積回路の設計・試作・評価に係る研究開発を主とするデータ収集・蓄積
- (2) データを利活用可能にするためのデータフォーマット作成等の構造化に対応する事項
- (3) 利用を通じて創出されたデータのセンターハブへの提供

設備共用に関する事項

- (1) 各機関間での利用課題の受渡しや仲介
- (2) 研究インフラ運用組織の設置、運用に必要な人員の確保、利用申請、利用料、安全管理等のための各種規程類の整備など、共用システムの構築
- (3) 共用設備の登録、設備ごとの外部共用率及び外部共用のうち民間企業が占める割合に関する目標の設定
- (4) 適切な利用形態（設備利用、共同研究、技術代行、技術相談等）の設定及びそれに応じた共用設備の運用
- (5) 産学官連携、異分野融合、新規利用者開拓等を目的とした各種の外部連携活動の実施
- (6) 活動状況・実績に関する事項のセンターハブへの報告
- (7) センターハブが行う連携・交流・研修活動等への対応・協力
- (8) 産学官連携、異分野融合及び若手研究者支援のための試行的利用に係る課題の公募・審査、支援のための事務処理
- (9) 半導体集積回路の設計・試作・評価に係る研究開発等の支援

その他

- (1) 関連する機関との連携・協力・分担に係る活動（他の半導体関連事業の参画機関との連携・協力を含む）
- (2) データ収集、蓄積等を実施するデータ活用人材の育成
- (3) 設備共用に際し技術的なサービスの提供等を行う専門技術人材の育成
- (4) 新規利用者の開拓

4. 事業実施の細目

事業実施の細目についてはマテリアル先端リサーチインフラに準拠することとするが、半導体集積回路の設計・試作・評価の支援を一貫して担うという業務の特性等も踏

まえ、マテリアル先端リサーチインフラ内の他機関とも連携しながら、事業開始後も継続的に検討していくこととする。

マテリアル先端リサーチインフラ事業の事業実施の細目については、「マテリアル先端リサーチインフラ公募要領（令和 2 年 12 月）」を参照されたい。

（参考）https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_nanozai-000011443_1r2.pdf

5. 事業の評価

文部科学省は、事業開始から 2 年後（令和 9 年度）を目途に中間評価、事業実施期間終了時に事後評価を行う。中間評価、事後評価は外部有識者により構成される検討会が実施し、その結果は文部科学省 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会 ナノテクノロジー・材料科学技術委員会に報告される。

毎年度のフォローアップ及び中間評価においては、それまでの活動状況及び実績を踏まえ、目標を達成しうるか否かについて確認した上で事業の変更、中止等の見直しを行うことがある。なお、全ての評価結果等は公表する。

上記のほか、本事業の進捗確認については、「マテリアル先端リサーチインフラ公募要領（令和 2 年 12 月）」に記載の、「3.1. 事業実施体制」を参照されたい。

（参考）https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_nanozai-000011443_1r2.pdf

6. 応募の要件

本事業は、マテリアル先端リサーチインフラの一部として実施することから、当該事業の実施体制についても十分に理解していること。

応募に際しては、法人の単位とし、同一法人内の異なる部局から、別々の複数提案は認めない。

各法人は、事業の運営を行うために必要な組織体制を構築する必要があることから、所属機関の長（例：大学の場合は学長、独立行政法人の場合は理事長など）又は権限委任された者と、各機関代表者の連名による申請書を作成し、申請する。

6.1. 応募機関の要件

①以下のいずれかに該当する機関であること

- （a）大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。）
- （b）高等専門学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等専門学校をいう。）
- （c）大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- （d）独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）

- (e) 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- (f) 民間企業（法人格を有する機関）
- (g) 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

- ②機関内外の利用者が利用可能な共用設備の運用を主たる目的とした組織体制（機関内の組織規程に明確に位置づけられ専従の職員と共用の設備を有するもの）を機関内に設置していること、あるいは、すみやかに設置見込みがあること。また、利用料金、利用手続き、安全管理等に関して、共用に係る業務に必要な規定類が整備されていること、あるいは、すみやかに整備する見込みがあること。
- ③個々の研究機関では整備の難しい先端的な設備を有し、設備の利用に係る指導・支援に関して高度な専門能力と豊富な経験を有する専門技術人材やデータを収集・蓄積するためのデータ活用人材を配置できる見込みがあること。
- ④設備の利用機会の提供や技術支援に加えて、これらを通じて利用者に対し、研究面での相談等ができるような研究能力を有すること。
- ⑤半導体集積回路の設計・試作・評価を一貫で支援する能力を有すること。
- ⑥半導体研究開発に携わる産学官の研究者からの強い利用ニーズがあり、相応の利用者が見込まれること。
- ⑦他の半導体関連事業と連携する能力を有すること。
- ⑧民間企業等において既に行われている同種の有料サービスとの差別化が明確であること。
- ⑨事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑩3.2 で記載の業務を行うことができる体制を整備すること。
- ⑪機関の代表者は、事業の開始までに、以下について、各機関の長の同意を得ておく必要がある。
 - ・この制度による事業を当該所属機関の業務の一部として行うこと。
 - ・この制度による事業の実施に際し、当該所属機関の設備を使用すること。
 - ・この制度による事業の実施に際し、当該所属機関が経理事務等を行うこと。
- ⑫重複提案の制限
施設・設備等の共用促進を目的とする国の事業の支援を受けている設備と同一の設備について、本事業による委託費と他事業による委託費を明確に区分すること。また、関連施策と本事業による支援が重複する部分については本事業からの補助は行わないこととする。
- ⑬マテリアル先端リサーチインフラ参画機関ではないこと。

7. 応募方法について

7.1. スケジュール

- ・公募開始 : 令和7年3月26日(水)
- ・公募説明会 : 令和7年3月31日(月) 15:00～16:00 (オンライン)
- ・公募締切 : 令和7年4月21日(月) 18:00
- ・審査 : 令和7年4月下旬～5月上旬(予定)
- ・審査結果通知 : 令和7年5月中旬(予定)
- ・事業開始 : 令和7年7月1日(予定)

7.2. 提出書類の作成・提出方法

(1) 提出方法

提案書類の提出にあたっては、以下のとおり電子メールに添付することで行うものとする。

- i) メールの件名には、「(機関名) 半導体基盤プラットフォーム申請」とすること。
- ii) 提出する電子ファイルの形式については、様式と同じもの(Word) とすること。
加えて、提案書類を一つまとめた PDF 形式のファイルも提出すること。
- iii) 受信確認後、翌営業日中に送信者に対して受領を通知するが、受領の連絡がない場合、下記の連絡先まで連絡すること。

(提案書類の提出先)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
文部科学省研究振興局参事官(ナノテクノロジー・物質・材料担当) 付
TEL: 03-6734-4100
E-mail: nanozai@mext.go.jp

(2) 提案書類の様式

- i) 提案書類の様式は、以下のホームページからダウンロードすること。
https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/arim_stera_00007.html
- iv) 提案書類には通し番号(表紙は0/〇とし、以降1/〇、2/〇とする通しページ、〇には総ページ数を記入)を中央下に必ず打ち提出すること。

(3) 提案書類の作成

- i) 以下の書類を提出すること。
 - ・提案書(Word)
 - ・審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

- ii) 提案書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とならない場合がある。また、採択後においても採択を取り消すことがある。
- iii) 公平な審査を行うため、提出期限後の書類の提出、差し替え及び訂正は一切認めない。

7.3. 提出締切

令和7年4月21日（月）18時 必着
（当日18時までの送信記録のあるもの）

7.4. 注意事項

- ・ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。
- ・ 提出書類に不備がある場合、審査対象とならない。
- ・ 提出期限後の書類の提出、差し替え及び訂正は一切認めない。
- ・ 提出後に「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等の取り消しがあった場合、速やかに申し出ること。

7.5. 課題等の情報の取扱い

提案書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）等の観点から、応募内容に関する秘密は厳守する。詳細は以下を参照すること。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/gaiyo.html

但し、機関の選定を終了した段階で、採択予定機関名等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとし、適当な時期に文部科学省のホームページ等において公開する。

8. 応募の審査

8.1. 審査方法

文部科学省は、外部有識者からなる審査委員会を設置し、以下の2段階審査を非公開により行った上で、採択機関を決定する。なお、審査の過程で、必要に応じて、提案内容の見直し等を求めることがある。

（1）第1次審査

審査委員会において、提出された提案書類について、書面審査を実施する。

（2）第2次審査

第1次審査を通過した提案について、面接審査を実施する。面接審査の際は、提案書類に加え、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

なお、面接日程は文部科学省が指定することとし、実施日時の希望は原則受け付けない。

8.2. 評価基準及び評価項目

審査の観点については、別紙1及び2の「半導体基盤プラットフォーム評価基準及び評価項目」を参照すること。

8.3. 審査に関する留意事項

提案書類に不正又は虚偽記載等が判明した場合は、審査結果の如何にかかわらず不採択となる場合がある。また、採択の決定を通知した後に判明した場合においても同様である。採択の際、事業実施計画や実施体制等に関して、審査結果を踏まえ、条件を付したり、修正を求めたりすることがある。

8.4. 審査結果の通知

審査終了後、すべての提案に対し、事務連絡担当者を通じて採択又は不採択の結果を通知する。

9. 委託契約の締結等

9.1. 契約の締結

受託機関は、自らの活動計画に基づき、当該年度の「業務計画書」を委託契約書案に添付して文部科学省に提出することとする。

9.2. 再委託契約について

本事業を実施するに当たって、採択機関が再委託契約を行うことは認められない。

9.3. 契約の準備について

受託機関である当該機関は、本事業の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、①業務計画書の作成、②業務計画に必要な経費の見積書の徴取、③会計規程及び職務発明規程等の整備を行う必要がある。

9.4. 契約に関する事務処理

「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき、必要となる事務処理を行うこと。

9.5. 委託費の額の確定等について

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出する委託業務実績報告書

を受けて、文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付が確定調査を行う。

9.6. 委託契約の変更について

当該年度の委託契約について、交付決定時には予想しえなかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学省を通じて手続を行うことで、文部科学大臣が財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができる。

10. 研究成果の取扱い

10.1. 研究成果の帰属

受託機関における以下の知的財産権については、「産業技術力強化法」（平成 12 年法律第 44 号）を適用し、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、委託先機関に権利が帰属することとなる。

- ・特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- ・プログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権（著作権法）
- ・回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ・育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）

10.2. 成果の利用

事業の成果を利用（成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表等）できるのは受託機関に所属する職員であり、国内外にかかわらず請負先は利用できない。

11. 取得資産の取扱い

11.1. 所有権

委託費により取得した資産計上対象物品（設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転させることとなる。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要がある。なお、設備備品等については、受託機関が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこと。

11.2. 事業終了後の設備備品等の取扱い

事業終了後における設備備品等の取扱いについては、別途、文部科学省と協議となる。

11.3. 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等^{*}及び委託業務の実施により発生した放射性廃棄物は、実施機関の責任において処分すること。

※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に規定する核原料物質又は核燃料物質若しくは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）に規定する放射性同位元素によって汚染された資産等をいう。

12. 委託費の適正な執行について

12.1. 不合理な重複に対する措置

同一の実施者による同一の事業（競争的研究費等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。以下同じ。）の複数の競争的研究費等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがある。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的研究費等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度等への応募を制限するものではないが、他の競争的研究費制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性がある。

12.2. 過度の集中に対する措置

本事業に提案された内容と、他の競争的研究費制度等を活用して実施している内容が異なる場合においても、実施機関に当該年度に配分される事業費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その事業期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがある。

- ・ 実施機関等の研究者等の能力や支援方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

- ・当該課題に配分されるエフォート(実施者等の全仕事時間*100%に対する当該業務の実施に必要とする時間の配分割合(％))に比べ過大な事業費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性がある。

※実施者の全仕事時間とは、支援業務や研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

12.3. 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度等の担当に情報提供する場合がある。また、他の競争的研究費制度等におけるこれらの確認を行うため、求められた際に、同様に情報提供を行う場合がある。

12.4. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠である。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保することが重要である。

かかる観点から、競争的研究費その他の研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかに加え、所

属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがある。

(参考) https://www.mext.go.jp/content/20211201-mxt_kagoku-000019002_1.pdf

12.5. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

大学・研究機関等が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制^{*1}が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがある。

(※1) 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォームド要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っている。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者（特定類型^{*2}に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要になる。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することに加え、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。

(※2) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指す。

安全保障貿易管理の詳細については、以下を参照すること。

○安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_iishukanri03.pdf

○外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/tl0kaisei/ekimu_tutatu.pdf

○日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」*がとりまとめられた。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要がある。

なお、同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれている。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としているが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等に当たっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としている。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性がある。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされている

本委託事業においては、令和 7 年度以降に公募を開始するものについて、同提言の内容が委託契約書に反映されるため、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、委託者へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底すること。

(参考) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_daili0/siryou4.pdf

12.6. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところだが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技

術協力を停止する」こととされている。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応すること。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照すること。

(参考) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

12.7. 他府省を含む他の競争的研究費等の応募受入状況

他府省を含む他の競争的研究費等の応募・受入状況（制度名）等 e-Rad を通じて登録すること。記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある。

なお、登録には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となる e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要するため、十分に御注意いただきたい。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下を参照すること。

(参考) <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

12.8. 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する委託費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとする。

①契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

②申請及び参加^{※1}の制限

本事業の委託費の不正使用等を行った実施者（共謀した実施者も含む。（以下「不正使用等を行った実施者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した実施者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとる。また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等を行った実施者名、制度名、所属機関、予算額、事業年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合がある。

（※1）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うことを指す。

（※2）「善管注意義務に違反した実施者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した実施者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} （原則、 補助金等を返還した年度 の翌年度から ^{※4} ）
1. 不正使用を行った実施者 及びそれに共謀した実施者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	(2) (1) 以	① 社会への影響が大きく、行為の悪 質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪 質性も低いと判断されるもの	1 年
2. 偽りその他不正な手段に より競争的研究費等を受給し た実施者及びそれに共謀した 実施者			5 年
3. 不正使用に直接関与して いないが善管注意義務に違反 して使用を行った実施者			善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限 2 年、下限 1 年

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※4) 不正使用等が認定された当該年度についても、参加が制限される。

③不正事案の公表について

本事業において、委託費の不正使用等を行った実施者や、善管注意義務に違反した実施者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された実施者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、事業年度、不正の内容、不正に支出された経費の額、不正に関与した実施者数、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとする。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において、調査の結果、不正を認定した場合、実施機関は速やかに調査結果を公表することとしているので、実施機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応すること。

現在公表している不正事案の概要については、以下を参照すること。

(参考) https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

12.9. 他の競争的研究費制度で申請及び参加の制限が行われた実施者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度等において、研究費の不正使用等により制限が行われた実施者については、他の競争的研究費制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限する。なお、他の競争的研究費制度等について、令和7年度に新たに公募を開始する制度も含み、令和6年度以前に終了した制度においても対象となる。

具体的に対象となる制度については、以下を参照すること。

(参考) <https://www8.cao.go.jp/cstp/compfund/>

12.10. 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、本事業を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがある。

12.11. 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の方針について（基本的取組方針（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員））においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされている。本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費（競争的研究費またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むことが望ましい。

(参考) https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

12.12. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備について

本事業の応募、事業実施等にあたり、実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）の内容について遵守する必要がある。

実施機関においては、標記ガイドラインに基づいて、実施機関の責任の下、委託費の管理・監査体制の整備を行い、委託費の適切な執行に努めること。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分されるすべての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがある。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

は、以下を参照すること。

(参考) https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

12.13. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各受託機関では標記ガイドラインに基づく委託費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要。（チェックリストの提出がない場合の実施は認められない。）

このため、令和7年4月1日以降、以下のウェブサイトの様式に基づいて、契約締結日までに、各機関から文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、令和7年度版チェックリストを提出すること。なお、令和6年度版チェックリストを提出済みの実施機関は、上記にかかわらず契約は認められるが、この場合は、令和7年度版チェックリストに係る手続きを令和7年12月1日までにを行うこと。ただし、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要である。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下を参照すること。

(参考) https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※上記のウェブサイトは、令和6年度チェックリストの内容なので、令和7年度版チェックリストに関することについては、令和7年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトを確認すること。

なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となる e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要するため、十分に御注意いただきたい。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下を参照すること。

(参考) <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

12.14. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を遵守すること。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行

うことがある。

(参考) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

12.15. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出する必要がある（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認めない）。

このため、令和7年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和7年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約締結日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）すること。なお、令和6年度版チェックリストを提出済みの実施機関は、上記にかかわらず契約は認められるが、この場合は、令和7年度版チェックリストに係る手続きを令和7年9月30日までにを行うこと。ただし、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要である。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下を参照すること。

(参考) https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※上記のウェブサイトは、令和6年度チェックリストの内容なので、令和7年度版チェックリストに関するについては、令和7年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトを確認すること。

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となる e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要するため、十分に御注意いただきたい。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下を参照すること。

(参考) <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

12.16. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応する。

①契約の解除などの措置

特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

②申請及び参加^{※1}資格制限の措置

特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合がある。

（※１）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間
特定不正行為 に関与した者	１．研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			１０年
	２．特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	５～７年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	３～５年
		上記以外の著者		２～３年
	３．１．及び２．を除く特定不正行為に関与した者			２～３年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	２～３年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	１～２年

③他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となる。

④不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいて、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、実施機関において適切に対応すること。

現在公表している不正事案の概要については、以下を参照すること。

（参考）https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

12. 17. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（12. 15. 参照）において求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（12. 12. 参照）において求められているコンプライアンス教育を受講する必要がある。

実施責任者は、本事業に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し内容を理解したことを確認したとする文書を作成し、契約手続きの際に併せて提出すること。

（参考）文書の作成例

令和〇年〇月〇日

文部科学省 殿

〇〇 〇〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本事業に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

13. 問い合わせ先

問い合わせについては、以下の連絡先に連絡すること。なお、公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。

事業内容及び書類作成・提出に関するお問い合わせ	文部科学省研究振興局 参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付	TEL：03-6734-4100 E-mail: nanozai@mext.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad） ヘルプデスク	TEL：0570-057-060 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

○ ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

また、質問とその回答については以下に掲載し、随時更新を行う予定。

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/arim_stera_00007.html

別紙1 本事業採択機関決定における評価基準及び評価項目

(評価基準)

- (1) 評価項目の「1. 実施計画の妥当性」及び「2. 実施体制の妥当性」については、各評価項目について下表の評点区分に従い5段階の絶対評価を行う。

評点区分	評 定 基 準
5	優れている
4	十分である
3	一部十分である（内容や対象領域等に見直しが必要）
2	あまり十分でない（内容や対象領域等に大幅な見直しが必要）
1	不十分である

- (2) 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- (3) 7点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。評価点が合格最低基準点以上の者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.3点
- ・認定段階3＝0.4点
- ・プラチナえるぼし認定＝0.6点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝0.3点
- ・プラチナくるみん認定＝0.6点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝0.4点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

(評価項目)

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目 1：実施計画の妥当性

(審査の観点)

- ・半導体基盤プラットフォームの参画機関として、半導体集積回路の設計・試作・評価の支援を一貫して担う計画になっているか。また、事業目的の趣旨に沿った、半導体分野における研究開発・人材育成への貢献が考えられているか。
- ・機関全体としての研究設備・機器の整備・共用の考え方（例えば、国立大学法人中期目標・中期計画、年度計画、設備整備マスタープラン、各機関で策定した方針など）と整合性のとれた戦略的な事業の提案がなされているか。
- ・資金計画は明確かつ適当か。
- ・共用の仕組みを既に導入し、産学官への共用実績を有するなど、半導体集積回路の設計・試作・評価を支援するための適切な共用システムが構築されているか。
- ・産学官の研究者等からの高い利用ニーズがあり、本事業に登録する設備・機器の十分な運用機会が見込まれるか。
- ・保有する設備・機器から質の高いデータ創出が十分に見込まれるか。また、創出データを利活用へ結びつけるために、適切にセンターハブ機関へ受け渡すことが可能か。
- ・プラットフォームを取り巻く産学官の関係機関と連携を図りながら、より自律的・安定的な運営に向けた工夫を図り、持続的な発展を見据えたものとなっているか。

評価項目 2：実施体制の妥当性

(審査の観点)

- ・機関の運営に責任を持つ代表者は適任か。
- ・研究インフラ運用組織のマネジメント体制は適当か。
- ・業務を実施するために必要な設備が確保されているか（予定を含む）。
- ・設備共用を実施するために必要な専門技術人材及び精緻なデータの創出、収集、蓄積ができるデータ活用人材が確保されているか（予定を含む）。
- ・半導体集積回路の設計・試作・評価の支援を一貫して実施するための支援体制（人材、仕組み）が確保されているか（予定を含む）。
- ・専門技術人材及びデータ活用人材について、その育成や、将来にわたって活躍できる構想や制度が考えられているか。
- ・業務の実施に必要な事務処理体制は構築されているか。

評価項目 3：ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

(審査の観点)

・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している場合、加点要素となる。

別紙 2

費 目	種 別	備 考
設備備品費		取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用。 ※資産計上するものの経費
人件費	業務担当職員 補助者 社会保険料等事業主負担分	業務担当職員と補助者は必ず別の種別とすること。さらに単価の違いに応じて、「主任研究員」「研究員A」「部長級」等と細分した種別を用いてもよい。独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。 ※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意すること
業務実施費	消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅費 諸 謝金 会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費 電子計算機諸費 保険料 光熱水料 消費税相当額	種別欄は、上記の各費目に含まれない、(研究用等)消耗品費、国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費(委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む)、電子計算機諸費(プログラム作成費を含む)、保険料(委託業務を実施するうえで法律により保険料の支払が義務づけられているもの)、光熱水料(一般管理費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メータがあること)消費税相当額(「人件費(通勤手当除く)」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の5%に相当する額等、消費税に関して非(不)課税取引となる経費)等を記載する。なお、消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこと。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上すること。

費 目	種 別	備 考
一般管理費		一般管理費は、委託業務を実施するうえで必要な経費であるが直接経費（設備備品費、試作品費、人件費及び業務実施費）以外の経費。 摘要欄等に記載する際は、一般管理費は「上記経費の10%」。 一般管理費率は、委託先の規程、規程がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方。ただし、一般競争入札の場合は除く。 ※一般管理費の率は、1 契約期間中においては変動しない。 ※国の機関については、「一般管理費」を「事業管理費」（5%）と読み替える。